様式第3号（第8条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

　　　年度八頭町福祉のまちづくり推進事業補助金交付（変更）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった八頭町福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、八頭町補助金交付規則（平成17年八頭町規則第53号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1　交付対象事業

　　本補助金の交付対象事業の内容は、　　　　　　　　　　とする。

2　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業　の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　（1）算定基準額　　金　　　　　　　　円

　（2）交付決定額　　金　　　　　　　　円

3　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、八頭町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　交付の条件

　（1）補助事業に着手したときは、遅滞なく町長に届け出ること。

　（2）補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに町長の承認を受ける事。

　（3）本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を、補助事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

　（4）本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第９号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日　国官会第2317号）の規定に従わなければならない。